## 2016年度福島県決算認定に対する討論

2017年12月19日 日本共産党 宮川えみ子県議

宮川えみ子です。日本共産党を代表して、継続議案第57号(2016年度普通会計) 決算の認定については不認定の立場で討論を行います。

2016年度は、大震災原発事故からちょうど5年が経過した年でした。

一般会計決算は、復興・創生のスタートに向けて第三次復興計画及び人口減少対策を 進めるとして、5度にわたる補正予算を組み、歳入歳出とも震災・原発事故当時の20 11年度に次いで過去2番目の規模でした。歳入が2兆1,618億円、歳出が2兆7 04億円でした。しかし県民アンケートでは、2割しか復興が実感できていないと答え ているように復興はこれからという状況でした。

国は、安倍政権の下で福島の事故も被害も終わったことにして原発再稼働を推進し、 強行した安保関連法を実施に移し、消費税増税と法人税減税の一体的方針、社会保障切 り下げなどあらゆる分野で国民の願いと逆方向で、国政の転換なしでは県民の暮らしや 経済の再生復興も、安全・安心も守れないことがいよいよ明瞭になった年でした。

また、県民の健康悪化や関連死が増え続けているなかで、福島医大病院では紹介状のない患者からの特別料金の大幅値上げ、高い自殺率、教育現場での新たな問題、虐待の増加率が全国一増えたことなど、他県とは違う複雑多様な原発事故特有とみられる新たな問題も表面化してきた年でした。日本共産党県議団は、被災現場に足を運び、切実な声を聞き、県政に反映させる事を活動の基本にしてきました。住まい・生業・暮らしの再建はこれからという状況であり、県民に寄り添った県政が求めましたが、次のような問題を指摘しなければならないと思います。

まず第一は、県民の一人一人の暮らしの復興についてです。

県が今年3月末で自主避難者の住宅無償提供を打ち切ることを決定したのもこの年です。このことで関係者の皆さんの混乱と厳しさはピークに達し、今日、退去の裁判にまで追い込まれています。国の避難指示の有無で差別をすべきではなく、県は県民に寄り添って国に対し県民の立場で支援すべきでした。

東電は営業賠償の打ち切り・値切りを行ってきましたが、県は具体的行動を起こしま

せんでした。賠償の打ち切りや値切りなどで中小業者はじりじりと追い込まれ、営業の継続ができない事業者も多く、県内経済に与える影響も懸念されています。原発事故さえなかったらこの地で暮らし商売を営んでいけた方々に、もう終わったとばかりに実態を見ない打ち切りを進めることはやめるよう国にしっかりいうべきです。

私どもは、大企業呼び込み型でない地元企業や福祉型産業を支援し、家族型農業支援などを求めてきましたが、県は多額の予算を使うイノベーション・コースト構想を進める一方、国際的問題になっているCO2削減に背を向ける石炭火発推進政策をイノベーション・コースト構想に位置づけ、多額の予算を使って石炭の輸入対策として小名浜の人工島を増設するという立場でした。世界の流れはCO2排出ゼロの世界を目指し、中国やヨーロッパの産業界などでは、それを商機としてとらえ脱炭素産業に邁進です。原発にこだわった東芝が危機に陥ったことを見るべきです。

イノベーション・コースト構想と言いますが、拠点事業の継続性、採算性はどうか、 過大投資とならないか、ふくしま医療機器開発支援センターのようなことがおきないか が問われます。

人手不足が深刻な浜通りの、医療・介護スタッフ確保のための独自支援は見えず、子 どもの貧困が問題になっている中、学校給食費無料化支援もありませんでした。大震災 以降慢性的な人手不足が続き、職員の長期休職者数が高止まりになっている県職員の増 加は乏しく、一方で人事評価制度導入を行いました。

復興住宅建設について、URからの買取り価格が他の事業者からのと比べて特別に高価で、県民感情から納得はできません。

さらにこの年は、補助金不正受給関係事案が続出しました。「ふくしま産業復興企業立地補助金」では株式会社ルキオと株式会社CKUが、「福島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金」では株式会社・鮮味(せんみ)と株式会社・PCプラスが、「ふくしま産業復興雇用支援助成金」では株式会社・鮮味と株式会社・ルキオが、「福島県地域創生総合支援事業補助金」では特定非営利法人NPOほうらいが、「ふるさと・きずな維持・再生支援事業補助金」では特定非営利法人NPOほうらいが不正受給をし、また、いわき市のいわきコールセンターの補助金返還を求められた問題なども含め次々と明らかになりました。

第二は、原発問題についてです。

安心して住みたいと願う、また、避難先から戻りたいと思っている県民の願いに反しているのが「福島第二原発の廃炉が実現しない事」です。第二原発廃炉について、全県

を挙げての動き・県民集会の提案をしましたが対応はなく、その実現のための特別な動きも見えませんでした。

県独自で福島原発事故の検証を、国任せにせず検証委員会を立ち上げ検証をすべきと 求めましたが、国の仕事というのみでした。新潟県は独自で福島原発事故の検証を行っ ていることからみても大きな違いです。

原発再稼働は、県民世論調査では圧倒的多数が反対であるように明瞭に示されていますが、福島県は今もって他県の原発再稼働に口を出さないという立場をとり続けています。

先週の12月13日、広島高裁は四国・伊方原発3号機の運転差し止めを認めました。 広島・愛媛の両県の住民の申し立てを却下した広島地裁判決を取り消したのです。裁 判長は阿蘇の過去の噴火で火砕流が到達した可能性はあることを示し、地図を見ると熊 本地震の断層は阿蘇山を通過し一直線に、ほとんど地続きの伊方原発に向かって走って います。

10年前の新潟県中越沖地震では、柏崎市で震度6強を観測し柏崎刈羽原発3号機建屋外部の変圧器から出火した時、共産党県議団は調査に行きましたが、敷地全体が砂地であったのを見てぞっとしたことを思いだしました。

福島県境から柏崎刈羽原発まで約53キロ、40年超えの老朽原発のさらなる20年延長の茨城県・東海第二原発は同じく約40キロ、先の地震で危うく難を逃れた宮城県女川原発は同じく約76キロです。事故が起きたら県民に重大な影響を及ぼすことに対し何ら意見を言わないのでは、県民に対して責任はとれません。昨年までの県の姿勢が問われると思います。

第三は、県民の立場で国に求める事についてです。

安倍政権の下で、大企業優遇の政治がますます進行し、安心して子どもを産み育てる 環境が脅かされ、老後の不安が広がり、地方の疲弊が広がっています。

憲法問題で知事は、憲法3原則があってこそ戦後の日本が発展したといいますが、憲 法9条改正は先に述べたように県政・県民に重大な影響を及ぼします。原発問題はもち ろんの事、国に対し言うべきことを言わなければ県民を守り福島県の発展がないことを 申し上げ、継続議案第57号決算の認定については不認定といたします。

以上で討論を終わります。